

本宮市公共交通のお知らせ

本宮市では市民の交通手段の確保と、中心市街地の活性化のために、次の公共交通を運行しています。利用目的にあわせて、お気軽にご利用ください。

交通名	運行概要	利用料金	利用料金の減免
①市街地巡回バス	本宮駅を起点に、本宮市街地と高木地区を4コースに分け運行	大人100円	小学生は半額 未就学児は無料 要介護者・介護者は半額
②通勤・通学バス	通勤・通学の時間帯に、長屋地区と本宮駅を往復する路線	大人200円	
③市営バス	岩根の下樋を経由し、熱海の太田病院と本宮駅を往復する路線	大人200円（市内） 大人500円（市外まで）	
④広域生活バス	大玉村を経由し、岳温泉と本宮駅を往復する路線	大人200円（大玉村まで） 大人400円（二本松市まで）	
⑤イクタンタクシー ※本宮市街地と高木地区の方は①市街地巡回バスをご利用ください。	利用者登録をし、自宅から公共施設や病院などへの送迎（乗り合い）	大人200円（白沢地区内） 大人400円（市街地まで）	小学生は半額 未就学児は無料

※①市街地巡回バス～④広域生活バスは、運行コース上であればどこでも乗り降りができます。

◆運休日 土曜・日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※⑤イクタンタクシーは8月14日～16日も運休となります。

※④広域生活バスは土曜日にも運行します。

詳しくは、本宮市のホームページをご覧ください。



市街地巡回バス



イクタンタクシー

◆問い合わせ先

生活環境課 地域交流係 ☎33-1111（代表） ☎24-5361（直通）

本宮市選挙管理委員会からのお知らせ

**10月26日（日）は
福島県知事選挙の投票日です！**

告示日 10月9日（木）

投票日 10月26日（日）

期日前投票期間

10月10日（金）～25日（土）

期日前投票所は本宮市役所（2階第3会議室）と白沢総合支所（2階大会議室）の2カ所です。

本宮第一中学校体育館では投票できませんので、ご注意ください。

投票日当日、仕事や旅行で投票所へ行けない方は、期日前投票をしましょう！

◆問い合わせ先 本宮市選挙管理委員会 ☎33-1111（代表） ☎24-5438（直通）

知っていますか？ガソリンのこと

正しい知識を身に付け事故防止に努めましょう！

ガソリンの危険性

ガソリンは揮発性が高く-40℃でも気化しています。つまり、私たちの身の回りにあるガソリンは常に可燃性のガスを発生させていることになります。

可燃性のガスは空気よりも重く、くぼみに滞留しやすい性質を持っています。タバコのポイ捨てなどにより引火し爆発的に燃焼する危険があります。

ガソリンの保管について

ガソリンを入れる容器は消防法令で定められた基準を満たしている容器を使用しましょう。灯油用のポリ容器での保管は禁止されています。

ガソリンQ&A

Q セルフ式のガソリンスタンドで、自分で携行缶にガソリンを入れることはできますか？

A できません。セルフ式のガソリンスタンドにおいて自ら容器に入れる行為は禁止されています。いくらガソリン用の携行缶であってもできません。

Q 乗用車でガソリンを携行缶で運搬することはできますか？

A できます。しかし、乗用車でガソリンを運搬する場合は性能試験をクリアした金属製の容器で、最大容積22L以下と決められています。

ごみの収集を行います

10月13日（月） 体育の日

通常どおり、ごみの収集を行います。

ただし、もとみやクリーンセンターへの個人搬入はできませんのでご注意ください。

◆問い合わせ先

もとみやクリーンセンター ☎33-5499
 生活環境課 環境係 ☎33-1111（代表）
 ☎24-5362（直通）
 白沢総合支所 市民福祉課 生活安全係
 ☎44-2114（直通）



イベント

■どんぐり影絵・うたあそび

と き：10月11日（土）
 午前10時30分～11時30分

ところ：健康増進広場
 内 容：福島大学児童文化研究会影絵部・リズム部の学生の皆さんによる楽しい内容です。

■子育て支援事業「いっしょにあそぼう」

と き：10月19日（日）
 午前10時30分～11時30分

ところ：健康増進広場
 内 容：郡山女子大学短期大学部幼児教育学科の学生の皆さんによるオペレッタや体操など。親子でお楽しみください。

※いずれも参加費は無料です。

◆申込・問い合わせ先 えぼか ☎63-2780

生けがきをつくりませんか？

本宮市では、緑豊かなまちづくりを進めるために、これから生けがきを設置される方に補助金を交付しています。

また、生けがき設置のためブロック塀などの取壊しを行う場合は、その工事費を補助します。

※これから設置する方が対象となります。詳しくは、事前にご相談ください。

生けがきを設置する場合

◆助成額

生けがきの延長×1メートル当たりの事業費（限度額5千円）×
 $1/2$ （補助率）＝補助金（限度額5万円）

※補助金額は1メートル当たりの事業費が基準になります。

※1メートル未満の端数が生じるときは、これを算入しません。

◆助成条件

- ① 公衆用道路に面した部分および道路から見通しのきく部分が3メートル以上であること。
- ② 1メートルあたり3本以上植栽されること。
- ③ 敷地境界線の一辺に連続して生けがきを設置するものであること。
- ④ 生けがき用樹木は、列状に並び、外部から眺望できる部分が50センチメートル以上あること。
- ⑤ 5年間以上生けがきとして活用すること。

生けがきを作るためにブロック塀などの取り壊しを行う場合

◆助成額

ブロック塀等の延長×1メートル当たりの事業費（限度額1万円）×
 $1/2$ （補助率）＝補助金（限度額10万円）

※1メートル未満の端数が生じるときは、これを算入しません。

◆助成条件

- ① 生けがきの設置のために取り壊しを行うこと。
- ② 生けがき設置場所と同じ場所の土塀であること。

◆問い合わせ先

まちづくり推進課 都市計画係 ☎33-1111（代表）
 ☎24-5405（直通）